

令和3年度



令和3年3月  
千代田区

## 千代田区違法民泊取締員 (会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	違法民泊取締員
職務内容	(1)旅館業法（昭和23年法律第138号）に違反する施設に対し、調査及び指導を行うこと。 (2)住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）及び千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例（平成30年千代田区条例第1号）に関する対応、調査及び指導を行うこと。 (3)健康増進法（平成14年法律第103号）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年東京都条例第75号）に関する対応、調査及び指導を行うこと。 (4)その他部長が、保健衛生業務又は生活衛生業務の充実を図るために必要であると認めること。
必要な資格等	行政機関において監視業務の経験を有する者
任期	令和3年5月1日～令和4年3月31日 ただし、選考の上、再度任用する場合があります。
採用予定数	1名

#### 注意事項

- ※ 日本国籍を有する方のみ受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給与	報酬額 235,885円 (令和3年1月10日現在) ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。 ・6カ月以上の任用で他の支給条件を満たす場合、期末手当の支給があります。 ・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償(通勤手当相当、上限55,000円/月)が支給されます。
勤務場所	保健福祉部生活衛生課(千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階) ・組織改正等により変更がある場合があります。
勤務時間	勤務日数: 月16日勤務 勤務時間: 8:30~17:15(休憩時間60分を除く。) 1日当たり勤務時間数: 7時間45分勤務 ただし、6:00~22:00の間の7時間45分を勤務時間と指定する場合があります。
休暇等	5月からの採用の場合、1年間に8日年次有給休暇が付与されます。 それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等 ただし、勤務日として指定する場合があります。
保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

## 3 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
面接日	実施日時は個別に連絡します。
面接会場	千代田会館(千代田区九段南1-6-17)8階 生活衛生課内を予定。
合格発表	令和3年4月中旬(予定)までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送等でお知らせします。

## 4 申込み手続き

### (1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書）と併せて下記のとおり郵送又は生活衛生課の窓口にて提出してください。

### (2) 申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和3年3月29日（月） ～4月9日（金） <b>（必着）</b>	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「違法民泊取締員採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和3年3月29日（月） ～4月9日（金）	受付時間は、8：30～17：00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

### (3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17

千代田区役所 生活衛生課（千代田会館8階）

電話 03-5211-8166（直通）

3月26日までの所在地は

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-2-14

千代田保健所 生活衛生課（千代田保健所6階） となります。

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

## 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### （参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。